

平成 29 年度 湯沢町起業支援補助金

【概要】

【問合せ先】

湯沢町役場 総務部企画政策課

住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300

電話：025-784-3454

受付：8：30～17：15／月～金曜日（祝日を除く）

平成 29 年 4 月

湯沢町役場総務部企画政策課

1 事業の目的

本事業は、湯沢町内で起業する方や新規事業に参入する方に対して必要とする経費の一部を補助することで、チャレンジする意欲的な起業、新規事業参入を支援し、新たな需要や雇用の創出等により、湯沢町全体で強い経済を取り戻すことを目的とします。

2 補助対象者

この補助金の対象者は、以下の（１）から（５）までの要件を満たすことが必要です。

（１）湯沢町内に事業所を設置し、通年で営業する事業を、起業する方及び新規事業参入する方であること。

①個人事業主

- 平成 29 年 1 月 1 日時点で湯沢町に住民登録を行っている方
- 納期の到来した国税、県税、町税及び町の上下水道料金を完納している方
- 税務署への開業届を平成 29 年 4 月 1 日以降に提出している方、又は今後提出する見込みの方
- 生活保護受給者でない方

【具体的には…】

- ・今まで個人事業が未経験であり、今回初めて起業する…○
- ・過去及び現在行っている個人事業の事業とは別分野の事業を新規に行う…○
- ・過去及び現在において法人で事業を行っており、個人事業として同業種を行う…×
- ・親等から事業を引き継いで行う…×

②法人（会社法に基づく法人）

- 湯沢町へ提出した法人の設立等申告書に記載の本店所在地が、湯沢町内である法人
- 法人及び代表者が納期の到来した国税、県税、町税及び町の上下水道料金を完納していること
- 湯沢町へ提出した法人の設立等申告書に記載の設立年月日が平成 28 年 4 月 1 日以降である法人

【具体的には…】

- ・法人を新たに設立し、今回初めて起業する…○

- ・過去及び現在行っている業種とは別分野の業種を新規に行う…○
 - ・過去及び現在において個人で事業を行っており、法人として同事業を行う…×
 - ・会社法に規定する吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、事業譲渡により誕生した法人である…×
 - ・同業種を別法人から引き継いで行う場合、新法人と別法人の役員が一人以上重複している…×
 - ・湯沢町内に設置したものが福利厚生施設（保養所等）である…×
 - ・湯沢町内に設置したものが現場事務所（永続性のないもの）である…×
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けていない方であること。
- (3) 事業の実施に関して法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有していないこと。
- (4) 申請者が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有しないこと、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと、及びこれに類すると認められないこと。
- (5) 湯沢町インキュベーションセンター（湯沢町大字湯沢 2882-8 湯沢町商工会館内）に利用登録し、かつ申請日から1年以内に湯沢町インキュベーションセンターが開催する「起業創業セミナー」を受講済で、起業に対する知識の習得や事業運営のために十分研鑽した方であること。

3 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、日本標準産業分類に定められた事業で別表のとおりとします。

ただし、風俗営業、性風俗営業、公序良俗に反する事業は対象となりません。

4 補助対象期間

この補助金の補助対象期間は、交付決定日から交付決定日の属する年度の末日までです。

5 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
→起業、新規事業参入に要する経費及びその後の経営に関する経費
- ②交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
→店舗等借入費、設備リース費等の賃借料について、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助事業期間分の費用は対象
- ③証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

【補助対象経費】

- ①工具器具等の購入、改良、借用又は修繕に要する経費
 - ・事業の開始に必要な機械設備、備品等の購入費、改良、修繕に伴う費用
- ②事業所、施設の増改築費
 - ・店舗、事務所、施設の開設に必要な外装工事・内装工事（住居兼店舗・事務所・施設専用部分に係るもののみ）
- ③事業用車両購入費
 - ・配達、運送用の車両など本事業の専用として使用する車両の購入費（汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できない車両は対象外 例：営業用の乗用車）
- ④消耗品費
 - ・事務用品、販促品
- ⑤賃借料
 - ・店舗、事務所、駐車場の賃借料（住居兼店舗・事務所専用部分に係る賃借料のみ）
 - ・本事業の開始に必要な機械設備、備品等の賃借料
- ⑥広告宣伝費
 - ・本事業の開始に必要な販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット等印刷費
- ⑦その他町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ①交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を行ったもの
- ②販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ③店舗等の賃借料以外の店舗等維持経費

【補助事業の重複】

この補助事業の申請にあたっては、他の補助事業との併用が可能です。ただし、その場合はこの補助事業に対する補助対象経費と他の補助事業の補助対象経費を明確に区分する必要があります。

6 補助率等

補助対象経費の2分の1以内であって、500,000円を上限とします。ただし、重点事業は1,000,000円を上限とします。

7 申請手続きの概要

(1) 募集期間 平成29年4月1日～平成30年2月28日

(2) 提出先・問合せ先

湯沢町役場 総務部企画政策課

住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300

電話：025-784-3454 FAX：025-784-1818

受付：8：30～17：15／月～金曜日（祝日を除く）

(3) 提出書類

①第1号様式 「湯沢町起業支援補助金交付申請書」

②①に記載の添付書類

(1) 国の納税証明書は「その3の2」を添付してください。

(2) 「湯沢町起業支援補助金に伴う確認書」について

湯沢町商工会から計画書の実現性及び妥当性等について確認を受け、添付してください。

【湯沢町商工会】

949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2882-8

TEL：025-784-2522 FAX：025-784-3218

※その他必要に応じて、資料等を提出いただく場合があります。

(4) 提出方法 持参

(5) 「湯沢町インキュベーションセンター」のご案内

所在地：湯沢町大字湯沢 2882-8 湯沢町商工会館内

問合せ先：湯沢町商工会 025-784-3454

セミナー開催予定：5月・9月・12月

8 交付決定

補助金交付申請書の提出後、内容を審査し、交付決定通知書により正式に決定、通知します。

9 補助金の交付

補助金の交付については、実績報告書を提出していただき、実施した事業内容と経費内容を確認した後、交付します。

10 交付決定後の注意事項

交付決定を受けた後、事業を中止しようとする場合、又は事業計画の内容を変更しようとする場合等には、事前に承認を得なければなりません。

11 補助金交付後の注意事項

- (1) 補助事業に係る経費について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した翌年度から3年間、管理及び保存しなくてはなりません。
- (2) 補助金の有効活用の観点から、補助金交付後3年間、経営の状況について調査します。その調査に協力しなければなりません。
- (3) 補助金の交付を受けた後、3年を経過する前に補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、事前に承認を得なければなりません（取得価格及び効用の増加価格が20万円未満の場合は対象外）。また、処分にあたり事業者に入収入があった場合には、交付した補助金の全部又は一部を町に返還しなければなりません。
- (4) 補助金の交付を受けた後、3年を経過する前に事業を廃業した場合は、交付した補助金額の返還を求めます。また、事業を廃業したと認められる場合も同様とします。

1 2 Q & A

No.	質問	回答
1	平成 29 年 4 月 1 日付で税務署に開業届を提出している個人事業主ですが、平成 29 年 3 月に事務所の内外装の改築工事を行いました。この費用は補助対象となりますか。	補助対象となる経費は、P. 2「5 補助対象経費」に記載のとおり、「交付決定日以降の契約・発注により発生した経費」です。よって、交付決定は平成 29 年 4 月 1 日以降となるため、補助対象となりません。
2	平成 29 年度に事務所の改築工事を行い、50 万円かかる見込みです。また、平成 30 年度に広告宣伝費として 50 万円使う予定です。この場合、平成 29 年度に 25 万円、平成 30 年度に 25 万円というふうに分けて補助金を申請することはできますか。	P. 2「2 補助対象者(2)」に記載のとおり「過去にこの補助金の交付を受けていない方であること」が補助対象者の条件となります。よって、平成 28 年度に補助金の交付を受けた方は、以降の年度において補助金の交付申請を行うことができません。
3	町の上下水道料には納付証明書がありませんが、どうすればよいですか。	上下水道料の納付状況については、町で調べます。そのために同意書を提出いただきます。
4	新たに法人を設立して事業を行う予定です。納税証明書はどれを提出すればよいでしょうか。	新たに設立する法人には課税がないため不要です。代表者の納税証明書を提出してください。
5	補助対象外経費の例示	販売手数料、飼育飼料購入費、研修費用、農薬購入費、肥料購入費、租税公課、従業員のための駐車場賃借料 (現時点での例示です。その他については交付要綱に照らし合わせて判断します。)

日本標準産業分類別起業支援該当業種

☆:通常事業 ★:重点事業

大分類	中分類	対象	大分類	中分類	対象	
A 農業、林業	01 農業	☆	I 卸売・小売業	50 各種商品卸売業	☆	
	02 林業	☆		51 繊維・衣服等卸売業	☆	
B 漁業	03 漁業			52 飲食品卸売業	☆	
	04 水産養殖業			53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	☆	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業	☆		54 機械器具卸売業	☆	
D 建設業	06 総合工事業	☆		55 その他の卸売業	☆	
	07 職別工事業(設備工事業を除く)	☆		56 各種商品小売業	☆	
	08 設備工事業	☆		57 織物・衣服・身の回り品小売業	☆	
E 製造業	09 食料品製造業	☆		58 飲食品小売業	☆	
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	☆		59 機械器具小売業	☆	
	11 繊維工業	☆		60 その他の小売業	☆	
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	☆		61 無店舗小売業	★	
	13 家具・装備品製造業	☆		J 金融業・保険業	62 銀行業	☆
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	☆			63 協同組織金融業	☆
	15 印刷・同関連業	☆			64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
	16 化学工業	☆			65 金融商品取引業、商品先物取引業	
	17 石油製品・石炭製品製造業	☆			66 補助的金融業等	
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	☆			67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	☆
	19 ゴム製品製造業	☆		K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業	☆
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	☆			69 不動産賃貸業・管理業	★
	21 窯業・土木製品製造業	☆			70 物品賃貸業	☆
	22 鉄鋼業	☆	L 学術研究、 専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	☆	
	23 非鉄金属製造業	★		72 専門サービス業(他に分類されないもの)	★	
	24 金属製品製造業	☆		73 広告業	☆	
	25 はん用機械器具製造業	☆		74 技術サービス業(他に分類されないもの)	☆	
	26 生産用機械器具製造業	☆	M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	☆	
	27 業務用機械器具製造業	☆		76 飲食店	☆	
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	☆		77 持ち帰り・配達飲食サービス業	☆	
29 電気機械器具製造業	☆	N 生活関連サービス業、 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	★		
30 情報通信機械器具製造業	☆		79 その他の生活関連サービス業	★		
31 輸送用機械器具製造業	☆		80 娯楽業			
32 その他の製造業	☆	O 教育、学習支援業	81 学校教育	☆		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業		★	82 その他の教育、学習支援業	☆	
	34 ガス業	☆	P 医療、福祉	83 医療業	☆	
	35 熱供給業	☆		84 保健衛生	☆	
	36 水道業	☆		85 社会保険・社会福祉・介護事業	☆	
G 情報通信業	37 通信業	☆		Q 複合サービス業	86 郵便局	☆
	38 放送業	☆	87 協同組合(他に分類されないもの)		☆	
	39 情報サービス業	☆	R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業	☆	
	40 インターネット付随サービス業	☆		89 自動車整備業	☆	
	41 映像・音声・文字情報制作業	☆		90 機械等修理業(別掲を除く)	☆	
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業			91 職業紹介・労働者派遣業	☆	
	43 道路旅客運送業	☆		92 その他の事業サービス業	☆	
	44 道路貨物運送業	☆		93 政治・経済・文化団体	☆	
	45 水運業			94 宗教		
	46 航空運輸業			95 その他のサービス業	☆	
	47 倉庫業	☆		96 外国公務	☆	
	48 運輸に付帯するサービス業	☆		S 公務(他に分類されるものを除く)	97 国家公務	
	49 郵便業(信書便事業を含む)	☆	98 地方公務			
			T 分類不能の産業	99 分類不能の産業		

日本標準産業分類別起業支援該当業種(重点事業)

中分類		細分類番号	
23	非鉄金属製造業	2399	他に分類されない非鉄金属製造業
33	電気業	3300	管理、補助的経済活動を行う事業所
		3309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		3311	発電所
61	無店舗小売業	6111	無店舗小売業(各種商品小売) ※自動車等による移動販売に限る
69	不動産賃貸業・管理業	6931	駐車場業
72	専門サービス業(他に分類されないもの)	7201	管理、補助的経済活動を行う事業所
		7211	法律事務所
		7212	特許事務所
		7221	公証人役場、司法書士事務所
		7222	土地家屋調査士事務所
		7231	行政書士事務所
		7241	公認会計士事務所
		7242	税理士事務所
		7251	社会保険労務士事務所
		7261	デザイン業
		7271	著述家業
		7272	芸術家業
		7281	経営コンサルタント業
		7292	翻訳業
		7293	通訳業、通訳案内業
		7294	不動産鑑定業
7299	他に分類されない専門サービス業		
78	洗濯・理容・美容・浴場業	7892	エステティック業
		7893	リラクゼーション業
		7894	ネイルサービス業
79	その他の生活関連サービス業	7921	家事サービス業(住込みのもの)
		7922	家事サービス業(住込みでないもの)

H29 年度湯沢町起業支援事業の流れ

交付申請期間:平成 29 年4月1日～平成 30 年2月 28 日

① 起業の準備

<準備>

湯沢町インキュベーションセンターに利用登録し、起業に向けた計画の作成を進めてください。また、湯沢町インキュベーションセンターが開催する「起業創業セミナー」を受講し、起業に対する知識の習得や事業運営のために十分な研鑽を積んでください。

【湯沢町インキュベーションセンター(湯沢町商工会館内)】

949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2882-8

電話:025-784-2522/FAX:025-784-3218



② 交付申請 準備

<準備>

ご自身の起業計画について、対象者、対象事業、対象経費に該当するか確認ください。詳細については、【概要】を参照ください。



③ 湯沢町商工 会の確認

<確認>

湯沢町商工会に計画の実現性及び妥当性について相談し、確認書を作成してもらってください。

【湯沢町商工会】

949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2882-8

電話:025-784-2522/FAX:025-784-3218



④ 交付申請

<交付申請>

【提出していただくもの】

- ①補助金交付申請書
- ②①に記載の添付書類

裏面へつづく



交付申請審査の後、補助金交付決定通知書により申請者にお知らせします。

※交付決定日以前の契約・発注により発生した経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

事業実施中に変更が生じた場合…

- ①軽微な変更の場合、届出は不要です。
- ②事業を中止する場合には中止届を提出してください。
- ③内容を変更する場合には、変更交付申請書を提出してください。

事業が終了したら…

【提出していただくもの】

- ①補助金実績報告書
- ②事業報告書(様式任意)
事業の成果、今後の展開についてA4用紙1枚程度にまとめてください。
- ③金額・支払等が確認できる証拠書類の写し

【提出期間】

年度終了後1か月以内(4月末日までとなります。)

申請者は、実績報告書とともに補助金請求書を町に提出してください。

町は、補助金請求書を受理した後、補助金を申請者の指定口座に振込みでお支払いします。振込口座は申請者名義としてください。